

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
夢コープ富士宮事業所（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）運営規程

（事業の目的）

第 1 条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープが設置する夢コープ富士宮事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護、重度訪問介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、障害者等（以下「利用者」という。）及び障害児の保護者（利用者を含め、以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等のサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例」（平成 25 年静岡県条例 34 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 夢コープ富士宮事業所
- (2) 所在地 静岡県富士宮市若の宮町 27 番地プラザ 27-B

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤職員。サービス提供責任者兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関する規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 3 名以上
サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ計画書を交付するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 20 名以上
従業者は、居宅介護等の計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1 名（非常勤 1 名）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) サービス提供日及びサービス提供時間
居宅介護等の需要により営業日もしくは営業時間外でもサービスの提供は可能な体制とする。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護等を提供する主たる対象者）

第 6 条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18 歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18 歳未満の者を除く）
- (3) 障害児（18 歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- (4) 精神障害者（18 歳未満の者を除く）
- (5) 難病等対象者（18 歳未満の者を除く）

（居宅介護等の内容）

第 7 条 事業所で行う居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護等の計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助（(3) の事業として実施する通院等の介助を除く。）
 - キ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護に関する内容
重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

(5) 同行援護に関する内容

- ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援護

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (5) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者等から受領する費用の額等)

第 8 条 居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した場合は、支給決定障害者等から法第 29 条第 3 項又は法第 30 条第 3 項の規定により算定された介護給付費とする。

3 第 10 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、利用者等に請求する。交通費の請求は実施地域を越えてからとし、公共交通機関等を利用した場合はその実費を、事業者の自動車・バイクを使用したときは、通常の事業の実施地域を越えた時点から 1 キロメートルにつき 30 円で計算した額を徴収するものとする。

4 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 9 条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定者等が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者等が、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条第 1 項に規定する上限月額又は同令第 43 条の 6 に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の実施地域は、富士宮市とする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

- 第 12 条 提供した居宅介護等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町が、又、法第 48 条第 1 項の規定により静岡県知事又は市町長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町又は静岡県知事及び市町長が行う調査に協力するとともに、市町又は静岡県知事及び市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできるだけ協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 13 条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、以下の措置を講じる。
- ・虐待防止に関する指針を整備する。
 - ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
 - ・従業者に対し定期的な研修を実施する。

(身体拘束の禁止)

- 第 14 条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の 3 要素を確認の上、利用者や家族に同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行う。その場合、身体拘束を行った日時・理由および様態等を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 15 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおりもうけるものとし、又、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用時
- (2) 継続研修 月 1 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又退職後もこれらの秘密を保持させるべき旨を、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープとの契約の内容とする。
- 3 事業所は、他の居宅介護等事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 4 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、感染症から利用者等の健康・身体・生命を守るため以下の措置を講じる。
- ・感染症対策に関する指針を整備する。
 - ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
 - ・従業者に対し研修・訓練を定期的実施する。
- 5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 6 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ワークスコープ夢コープと事業所の管理者との協定に基づいて定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日第5条(2)(3)改定。
- 3 平成22年4月1日第5条(2)(3)、第9条3、第11条改定。
- 4 平成23年12月1日 第1条、第2条、第4条、第5条、第8条、第9条、第13条改定。 同行援護の項目を追加。
- 5 平成24年4月1日 第5条 改定。
- 6 平成25年12月15日 表題、第2条、第10条 改定。
- 7 平成26年4月1日 第5条 改定。
- 8 平成28年7月1日 第7条、第9条、10条 改定。
- 9 平成29年9月11日 第7条 改定。
- 10 令和3年4月1日 第3条改定2、3追加、第14条(1)継続研修改定。
- 11 2024年4月1日 第14条第1項改定、第14条第4項、第5項追加。
- 12 2024年12月1日 第14条 第15条 改定。
- 13 2025年4月1日 第3条削除、第4条を第3条とし以下1条ずつ繰り上げ。第13条の次に第14条を追加。